

## 「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(改定素案)についての 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」を改定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施いたしましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ趣旨の意見については、まとめて回答しています。

### (1)意見募集期間

2025(令和7)年12月22日(金)～2026(令和8)年1月21日(水)

### (2)提出方法、提出人数及び意見の数

提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
直接持参	30	294
電子申請	103	109
電子メール	2	22
ファックス	2	6
郵便	0	0
合計	137	431

(3) 提出された意見・提言の内容及び市の考え方

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
1	-	全体の構成	現状認識と目標設定は理解できたが、『目標達成のための具体的手段(施策の優先順位やスケジュール)』が不明確である。これでは単なる「現状分析」と「願望」の羅列に止まってしまうため、実行フェーズにおける具体的なアクションプランと、進捗を評価する指標(KPI)を追記すべきである。これに関しては、八尾市のプランでは共通の問題点が見受けられる。ただし、そうではないプランもある。最近で言えば、西郡地区のまちづくりに関するプランでは、「年次計画」も含まれている。そのように出来るのに、なぜしていないのか、説明してほしい。	「第6章2.(2)進行管理と評価の充実」の「No.81」とおり、プラン策定後、「庁内関係課」で実施している人権に関する個別の取り組みについて進捗管理を実施し、八尾市人権尊重の社会づくり審議会等で報告してまいります。	なし
2	-	全体の構成	知人から教えてもらってこういうプランの冊子が出ていることを知らなかった。とても大切なことが書かれているのもっと身近に届くようにしてもらいたい。	プラン策定後、市 HP 等で市民への周知に努めてまいります。	なし
3	-	全体の構成	このプランを八尾市民全員に見てもらべきものであるにもかかわらず、字が小さく、特に高齢者は、見にくいようなものになっている。これは高齢者だけでなく、視覚に障がいがある方についても同様である。目が不自由な方も見られるような配慮はなされているのか。また、識字の関係から八尾市の文書についてはルビがあると思う。ルビがあると行間が増え、ページが増えるということもあるが、すべての市民がこのプランを読めるよう配慮を求める。	計画内容をより多くの市民にご理解いただけるよう、可能な範囲で平易な表現に努めており、必要な箇所には用語解説を追記する予定です。また、主にユニバーサルフォントを使用するとともに、あらゆる人が見やすいものとなるよう文字サイズについては適切な大きさにするとともに、プラン策定時においては、文章等が見やすくなるよう工夫してまいります。	なし
4	-	全体の構成	政府の「人権教育・啓発基本計画(第二次)」(以下、「第二次基本計画」と略)では、計画全体(全 64 頁)のうち、個別人権課題について論じた箇所が 14～58 頁で、計画全体の3分の2を占めている。2002 年の第一次基本計画では、個別人権課題について論じた箇所は、全 44 頁中 18～37 頁で、計画全体の半分弱だったので、個別人権課題の分量が大幅に増えたことがわかる。このことは、この 23 年間に個別人権課題に関わる大きな動きがあったことを示している。それに対して改定素案では個別人権課題について論じたパートが全 82 頁中 23～48 頁で、全体の3分の1弱に止まっている。なぜ、八尾市では、個々の人権課題について論じた箇所が大幅に少ないのか。	改定素案については、「人権教育・基本計画(第二次)」をふまえておりますが、第2次プランの実績や各部署の取り組みをもとに、八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会の中で議論のうえ、策定したものです。	なし
5	-	全体の構成	プラン＝計画であるはずなのに、問題状況と目標のみで、具体的にどう取り組むかを示すアクションプランがなく、年次ごとなどの具体的行動計画がほとんどない。また、今後 10 年間でどのように進めていくかも記載されていない。現状や課題があり、目標は書かれているが、その間をつなぐ具体的行動がわからない構造になっている。これではプランの体をなしていないといわざるを得ない。	目標を達成するための具体的な取り組み内容については、第5章及び第6章に「主な取り組み」と「庁内関係課」を記載しています。また、プラン策定後、「庁内関係課」で実施している人権に関する個別の取り組みについて進捗管理を実施し、八尾市人権尊重の社会づくり審議会等で報告してまいります。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
6	-	全体の構成	全 78 頁のどこにも「(一財)八尾市人権協会」という団体名は出てこない。なぜか。「(一財)八尾市人権協会」は、八尾市内に限らず、人権に関心のある個人や団体の間ではよく知られた組織である。被差別部落、女性、在日外国人、高齢者、こどもに関わる団体、福祉に関わる団体など、個人人権課題のいわゆる当事者団体が名を連ねている。数十年前から、人権相談や人権啓発の領域でさまざまな成果をあげてきた。「じんけん楽習塾」はそのシンボリック的存在である。「(一財)八尾市人権協会」との連携を明記すべきである。	「第6章1.(3)人権教育・啓発活動の充実」の「No.58」や「第6章1.(4)②各種団体等との連携」において、「(一財)八尾市人権協会は、市民参画の推進、人材育成、団体間ネットワークの形成、施策の進行管理・評価への参画といった役割を担う中間支援・協働の中核となる団体です。」と記載しています。	なし
7	-	全体の構成	全文を読んで何をやるプランなのかがわからない。実績、課題を踏まえて何をやるのか具体的に表記すべきだと思う。今のままではプランではなく標語を並べているだけになってしまう。	「第6章2.(2)進行管理と評価の充実」の「No.81」のとおり、プラン策定後、「庁内関係課」で実施している人権に関する個別の取り組みについて進捗管理を実施し、八尾市人権尊重の社会づくり審議会等で報告してまいります。	なし
8	3	第1章 基本的な考え方	人権教育・啓発には、学校教育だけではなく、家庭での取り組みも重要であるため、「家庭教育」についても明記してはどうか。	人権教育・啓発において、学校教育だけでなく、家庭での取り組みについてもこどもの成長にとって重要な役割を担っていると認識しております。また、家庭での取り組みについては、「第5章3.(2)家庭における人権教育・啓発の支援」で記載しており、家庭教育の取り組みを通じて保護者へのこどもに関する人権教育・啓発を推進してまいります。	なし
9	2~13	第1章 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P.2「1. 人権とは」の8行めから12行め(追加事項)良いと思う</li> <li>・P.4「3(1)国際的な動き」18行めから19行め(追加事項)良いと思う</li> <li>・P.4「3(2)国内の状況」10行めから15行め(追加事項)良いと思う</li> <li>・P.5「(2)国内の状況」26行めから38行め、P.6の1行めから4行め(追加事項)良いと思う</li> <li>・P.6「(3)八尾市のこれまでの取り組み」22行めから31行め(追加事項)良いと思う</li> <li>・P.7「4. 計画の位置づけ」からP.8「5. 基本理念」、P.9・P.10「6. 大切にしたい視点」までは素案の通り</li> </ul>	プラン策定後も社会情勢の変化や法制度の整備状況等「国際的な動き」や「国内の状況」などを注視しながら、人権教育・啓発を進めてまいります。	なし
10	6	第1章 基本的な考え方	人権教育は、言葉だけのものになっていないか。こどもの権利が十分とは言えず、こどもを親の物として考え、児童虐待も日常茶飯事のように行われている。社会の厳しい監視が必要である。	人権教育は、単に知識として学ぶだけでなく、それが日常生活における具体的な態度や行動に現れるような「人権感覚の涵養」が不可欠であると認識しております。児童虐待は「こども」に対する重大な人権侵害であり、人権啓発の取り組みを進める中で、行政機関だけでなく、市民団体等と連携しながら、児童虐待防止に向けた取り組みを進めてまいります。	なし
11	7	第1章 基本的な考え方	人権問題を人権擁護委員制度に任せるだけでなく、もう少し市民参加を促して市民が人権問題を正していけるような制度にしてはどうか。	人権啓発の取り組みを通じて、より多くの市民が参加をできるよう工夫しながら市民参加を促すことで、人権について市民に考えてもらう機会を提供してまいります。	なし
12	10	第1章 基本的な考え方	計画と福祉・防災・教育・多文化共生・住宅政策など他分野施策との“継続関係”について、視点は盛り込まれていると思うが、人権施策が個別事業として孤立しないよう、地域福祉計画・防災計画・多文化共生施策などとの連動項目を明示すべきではないか。	「第1章4.計画の位置づけ」の中で「●各分野の個別計画との関係」において同様の趣旨を記載しています。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
13	10	第1章 基本的な考え方	市長部局や教育委員会、市立学校等が縦割りの組織となり、いじめに関する情報共有できていないことがあるため、もう少し情報共有してほしい。	「いじめ防止対策推進法」、「八尾市いじめから子どもを守る条例」の趣旨を踏まえ「八尾市いじめ防止基本方針」を策定し、市長部局や教育委員会、市立学校が実施する施策について明記し、さまざまないじめ対策に取り組んでおります。 引き続き、庁内関係課や市立学校等が連携し、情報共有に取り組んでまいります。	なし
14	10	第1章 基本的な考え方	いじめは人の人生に影響する。もう少しいじめに関する記載を増やしてはどうか。	「いじめ」に関する記載については、「第1章4. 計画の位置づけ」の他、「第2章1.(1)②子どものいじめ防止等の取り組みの推進」、「第4章2. 子どもの人権」、「第5章1.(3)子どものいじめ防止等の取り組みの推進」、「第5章3.(1)地域に根づいた人権教育・啓発の推進」、「第5章3.(2)家庭における人権教育・啓発の支援」等で記載しています。 子どもを取り巻く社会状況がますます複雑化、多様化、深刻化する傾向にあるいじめの問題について、市、教育委員会、市立学校、家庭、地域住民、その他あらゆる関係者の連携のもと、社会全体でいじめの未然防止や早期発見に向けて、引き続き取り組んでまいります。	なし
15	13	第1章 基本的な考え方	子どもの権利条約 第29条 教育の目的では、「教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶため のものです。」(日本ユニセフ協会より引用)とされている。読み書きができない人もいる中で、9ページの表現は、あまりにも配慮に欠けていると感じる。障がいのある人や特性をもっている人も、権利を知り行使する方法がある。学習権が大事だという事で記載された文章であることは理解するが、違う表現を使って人権に配慮した文章に訂正をお願いしたい。	第1章6. 大切にしたい視点視点6 保障する すべての人の 学習権ご意見を踏まえ、「学習権は、自分らしく輝き、能力を開花させ、人生において自己実現していくための礎となるものです。生活上の必要な情報を得たり、自分の権利や利益を守るため、読み書きを学ぶ機会の保障と支援をおこなうことや、自らが誇りを持てるように、出身の文化を学べることも、人権教育です。」に修正します。	あり

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
16	20	第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題	<p>素案については、このままで良いが、長年の経験から地域との関わりの大切さと効果の大きさを実感しているため、参考にしてほしい。学校との連携は勿論だが、地域の福祉委員会・まちづくり協議会・自治振興委員会・民生児童委員会・女性会・安全見守り隊など多くの団体が高齢者や子ども達を見守っている。</p> <p>参考に具体的な活動と効果について紹介したい。</p> <p>(1)対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者(70歳以上の独居者や市民・幼児・小中校生徒・災害時要支援者・障害児者)など</li> </ul> <p>(2)主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい交流会(独居高齢者食事会での園児との交流)(年数回)</li> <li>・市民スポーツ祭(高齢者・子ども・保護者・地域住民)(年1回)</li> <li>・朝の安全見守り隊による見守り、声掛け(毎日)</li> <li>・小学校での放課後子ども教室(月1回)</li> <li>・神社での夏祭り・灯路まつり(年各1回)</li> <li>・高齢者敬老まつり(高齢者・幼児・子ども達)</li> <li>・障害者を囲むふれあいまつり(年1回)</li> <li>・はとぼっぼ(民生委員児童委員による幼児・保護者との触れ合い)</li> <li>・小学校の授業に1年生の「昔遊び」とか、6年生のフィールドワーク(地域の歴史を学ぶ)や消防の屯所訪問など、地域を学ぶ機会がある。子ども・子ども会活動(ソフトボール・ダンス・ダブルタッチ・郊外活動など)</li> <li>・いろいろな行事と町会活動により、隣近所との交流や連携、助け合いが生まれる。また地域防災訓練により、要支援者への声掛けや助け合い、応急対応を学べる。子ども達も体験が出来る。</li> </ul> <p>(3)効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・保護者・子ども達・市民との交流(人に優しく・思いやり・見守り)</li> <li>・体力向上・ストレス解消・学校以外での子ども同志、大人との交流</li> <li>・子ども間の友情や思いやりの醸成、自己達成感の体験、チームワーク体験、夢の実現の体験、他地区の子ども達との交流や競争心の醸成、助け合いの大切さを学ぶ、声で励ましたり意思表示することを学ぶ、人の個性を認めるなど、子ども達にとって、中学校・高校・大学・社会人への土台づくり、人格形成に役立っている。将来の地域づくりにも貢献してくれると信じて活動している。</li> <li>・災害時の対応力が自然と身に着く</li> <li>・大人から子供たちの、さまざまな交流や住民同士の交流が、大きな災害時の対応力の基礎となる。</li> </ul>	<p>学校等や職場のみならず、「第5章3.地域での取り組み」で記載のとおり、地域における人権教育・啓発の重要性について認識しているところです。意見の内容を参考にしながら、「地域に根づいた人権教育・啓発」を推進してまいります。</p>	なし
17	20	第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題	<p>前述のような、地域の多くの活動が、子どもを育てていると実感している。教育にもこれらを、勉強の教材として人格形成に役立てて頂きたい。</p>	<p>学校教育や家庭教育のみならず、多くの地域活動により、子どもの人格形成に大きく寄与していると認識しています。</p>	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
18	20	第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題	前述の、地域行事そのものが、直接的、間接的に人権教育・啓発につながっている。学校や児童との関係も密になって、相乗効果大きい。主体は前述の福祉委員会・まちづくり協議会・自治振興委員会所属の各種団体である。 また、社会福祉協議会、八尾市などに実績を報告している。	「第5章3.地域での取り組み」で記載のとおり、地域における人権教育・啓発の重要性について認識しているところです。 意見の内容を参考にしながら、「地域に根づいた人権教育・啓発」を推進してまいります。	なし
19	20	第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題	地域行事については、計画、実行、期待される効果などデータ化されているし、これらはホームページ上で公開されている。社会福祉協議会、八尾市への報告もされ、市民には機関紙で内容の概要も公開されている。 具体的な人権教育・啓発について (1)隔年に住民参加の人権研修会を実施 (2)毎年住民懇談会を実施、小・中学校長に講師をお願いすることもある。 (3)八尾市、社会福祉協議会、各種団体主催の障害者に関する映画や講演会に参加する。 (4)年1回の障害者を囲むふれあいまつりを行い、障害者をとりまく課題やテーマによる勉強会を実施 (5)今回の改定を活用した人権教育・啓発活動に取り組むべきだと思う	「第5章3.地域での取り組み」で記載のとおり、具体的な人権教育・啓発として地域における人権教育・啓発の重要性について、認識しているところです。 意見の内容を参考にしながら、「地域に根づいた人権教育・啓発」を推進してまいります。	なし
20	21	第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題	下段、課題の欄の1つめ「●特定の年齢層や属性の住民への参加が偏る傾向がみられ」について 「属性の住民」とはどのようなものか。行政的に使う用語とは理解できるが、広く多くの市民が見る素案に、この表現は分かりにくい。 また、「参加が偏る傾向が見られ」という表現は、マイナスイメージに捉える。より幅広い層へアプローチが必要なのは理解できるが、特定の層が参加することも大切だと思われる。	1. (3)地域での取り組み ①地域に根づいた人権教育・啓発の推進 ≪課題≫1つめ ご意見を踏まえ、 「●現在は、年齢や住居、職業など特定の属性をもった市民の参加に止まっている状況にあり、多様な背景を持つ市民が等しく参加できる機会の確保が求められます。」に修正します。	あり
21	21	第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題	「●人権に関する問題意識の低い層への働きかけや無関心層を巻き込むため」について 「問題意識の低い層」「無関心層」とあるが、この表現を使った意図は何か。確かに問題意識が低い人も多いと思うが、日々の生活で関心を寄せる余裕のない人もいる。 この表現は攻撃的・挑発的にも捉えられる可能性があるが、あえてこの表現にしているのか疑問を感じた。	1. (3)地域での取り組み ①地域に根づいた人権教育・啓発の推進 ≪課題≫3つめ ご意見を踏まえ、 「●これまで人権啓発のメッセージが十分に届いていなかった層や、従来の活動ではアプローチしきれなかった層を視野に入れた新たな手法の検討が必要です。」に修正します。	あり
22	27	第3章 第3次八尾市人権教育・啓発プランにおける目標等	●目標1について、SNS やスマホなどの普及によって、情報の拡散が大きく増え人権侵害が深刻化する今、たしかに大事な視点だと思う。国の基本計画にもあるように、私たちが「被害者にも加害者にもならないための責任ある情報発信」ができるよう力をつける必要がある。めざす姿では「正確かつ魅力的な情報を発信」とあるが、表現があいまいではないか？国の計画に沿った記載が良いのではないかと思う。また、「幅広い層へのリーチを強化する」とはどういう意味か？もっとわかりやすく表現してほしい。	1. ②目標(めざす姿) 3つめご意見をふまえ、「●デジタル技術を積極的に活用し、多様な媒体を通じて人権に関する正確かつ役立つ情報を発信し、若年層から高齢者まで幅広い年齢層への働きかけを強化する」に修正します。	あり

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
23	27	第3章 第3次八尾市人権教育・啓発プランにおける目標等	目標2で「複合差別の解消」が掲げられていますが、具体的な対応方法や現場施策があまり見受けられません。外国人×障がい×貧困×ジェンダーなど、複数の困難を抱える人への横断的支援体制が必要という認識のもと、目標が設定されていると思います。複合課題対応の「庁内横断ケース会議」の制度化や、福祉・教育・国際交流・人権部局の連携フローの明示、当事者・支援団体の参画の明記など必要ではないでしょうか。	ご意見の内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	なし
24	32	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」では、さまざまな部局の取り組みが記載されているが、個人人権課題の箇所では全く記載されていない。そのため、個人人権課題での取り組みの内容や連携がわかりにくくなっている。 この構造的なわかりにくさを解消するために、各部局が個人人権課題にどう関与し、連携しているのかを整理・可視化することをおすすめしたい。推進体制(学校、地域、企業、行政など)を「横軸」、個人人権課題(女性、子ども、高齢者、障害者、外国籍住民など)を「縦軸」に置いたマトリクス図を想定すると、関係性が整理される。 まず、課題解決の主体を横軸に並べる。例えば、「子どもの人権」であれば、教育委員会(学校)だけでなく、福祉部局(虐待防止)、警察(防犯)、地域住民(見守り)が重なる部分に具体的な施策が生まれる。縦軸には、連携のボトルネックを記載する。この表を埋める作業をすることで、特定の課題に対して「どの部局も主体性を持っていない(空白地帯)」や「情報共有がなされていない」箇所が浮き彫りになる。	ご意見については、今後の進捗管理をする中で課題等を整理・可視化する方法として参考にさせていただきます。	なし
25	32	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	それぞれの担当部局で行うことが記載されておらず、一般的な言い方で課題を示すに止まっている。 「第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」では、さまざまな部局がどのような取り組みをするのかが記載されているが、個人人権課題の箇所ではまったく記載されていない。そのため、個人人権課題での取り組みの内容や連携がわかりにくくなっている。	改定素案では、第4章で各人権課題について本市の取り組みの経過を記載するとともに、第5章、第6章で各分野別の具体的な取り組みを記載している構成となっています。	なし
26	32	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「第4章 1. 女性の人権」について 担当部署が何をやるのかが表記されていないため、具体的な取り組みがわからない。抽象的な「理解を深めるための啓発課題」(3点)や一般的な「めざす姿」が書かれているだけで、どうすればそこに到達するのかわからない。「人権教育・啓発基本計画(第二次)」では具体的に記載されている。市民に身近な自治体の方がより具体的にどの部署がどういった取り組みをするのか記載されるべきである。	「女性」に関する取り組みとして、「第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」で「No.6 男女平等、男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進」について記載しております。また、プラン策定後、プランに記載している女性に関する取り組みについて進捗管理を実施し、八尾市人権尊重の社会づくり審議会等で報告してまいります。	なし
27	35	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「令和6年度人権についての市民意識調査」結果 3行め「ただ、前回調査と比較して(略)6.5ポイント減少しています。」について何が言いたいのか分からない。減少しているから、少し良くなったと言いたいのか。それとも、減少しているが、依然として高い傾向にあると言いたいのか。 減少しているからどうなのかも、きちんと記載してほしい。	1. 女性の人権 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果 ご意見を踏まえ、 『市民意識調査では、女性に関することで特に問題だと思うこととして、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」が、前回調査と比較して6.5ポイント減少しておりますが、依然として52.1%でもっとも高い傾向にあります。』に修正します。	あり

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
28	35	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「こども」について、「第二次基本計画」では23～27頁まで5頁に渡って記載されているが、「改定素案」では25～27頁の3頁にである。「こども」はいろいろな意味で大きな課題である。 少子高齢化が進んでいるのはどの地域でも同じだが、原因は地域によって異なるはずある。原因も探してほしい。 また、こども園や学校など幅広い部署が担当になるはずであり、3頁のみで記載するのはどういふことか。是非もっとしっかり記載してほしい。	プラン策定後、第5章及び第6章にかかる取り組みごとに進捗を評価する指標を設定し、進捗管理について、八尾市人権尊重の社会づくり審議会等で報告してまいります。	なし
29	35	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「こども」については、教職員の地道な取り組みの他、市民団体の「CAP八尾」や「カラリン」の貢献を抜きには語れない。八尾市内では、これらの市民団体が学校教員と協力し合いながらこどもたちの人権擁護に取り組んできた。 本市における取り組みのなかにこれらの団体の活動とその意義を書き込むとともに、今後ともにそれらの市民団体と連携しながら進めることを記載するべきである。	「こどもの人権」について、市や教育委員会、市民、市民団体等が連携により、さまざまな取り組みをする中でこどもたちの人権擁護に取り組んでおり、市民や市民団体等が重要な役割を果たしてきたものと認識しております。 市民団体等については、「第6章(4)②各種団体等との連携」で記載しています。	なし
30	35	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「こどもの人権」については、教職員の地道な取り組みの他、市民団体であるCAP八尾やKARALINの貢献を抜きには語れない。八尾市内では、これらの市民団体が学校教員と協力し合いながらこどもたちの人権擁護に取り組んできた。 P.10には「大切にしたい視点9 人権をすすめていくのも市民主体」とある。すべての市民に対し、行政だけで人権啓発を根付かせることはできない。市民と行政をつなぐ市民団体を抜きに人権教育啓発は根付かない。それらの取り組みを第一次・第二次と20年間育んできた。これらのことは「こども」分野だけでなく、個別人権課題すべてに共通している。市民団体との連携を明記してほしい。 また、個別人権課題の解消とともに取り組んできた八尾市人権協会についての連携の記述も明記してほしい。	市民や市民団体等と行政との協働については、「第6章(4)市民や各種団体等との協働・連携」において、「人権尊重のまちづくりを担うのは地域に暮らす市民にほかならない」ことを記載し、人権尊重のまちづくりを進める上で、市民や市民団体等が重要な役割を担っていることを明記しています。 「(一財)八尾市人権協会」については、「第6章1.(3)人権教育・啓発活動の充実」の「No.58」や「第6章1.(4)②各種団体等との連携」において、「人権尊重の社会づくりへの貢献を目的に、本市の人権啓発の推進に協力し、さまざまな人権課題の解決に取り組んでいる団体」と記載しています。	なし
31	35	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	理解を深めるための啓発課題について啓発課題は記載されているが、女性相談員のことが記載されていない。他市のように女性相談員の設置が求められる。男性には相談しづらい性被害やDV被害の経験を被害者が安心して話せる相手でもあり、男性からの加害を恐れる相談者に対し、女性相談員は信頼関係を築きやすいためである。	現在においても、本市では女性相談員を配置し、女性が安心して相談できる体制を整えております。	なし
32	35 ～ 39	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	案のような取り組みは評価できるが、それでもまだいじめの要因にある自殺に繋がっている。なぜ、防げないのか、こども目線と命を救うためには残念ながらまだまだ十分な対応とは言えない。兆候の早期発見、早期援助や救助の対策が必要である。 こどもの命を守ることを最優先に、SOSを見逃さないためにはどうしたらよいか、こどもの生きる権利を奪ってはならない。	「第5章1.(3)こどものいじめ防止等の取り組みの推進」において、「いじめは重大な人権侵害であるとの認識を社会全体で共有し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底することで、すべてのこどもがいじめのない環境で健やかに成長できるよう社会を実現する」としています。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
33	38	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	現状と課題 9行め・10行め「少子化、ひとり親家庭やステップファミリーの多様化、家庭の子育て力・教育力低下、地域社会のつながりの希薄化、経済格差の広がりによるこどもの貧困が深刻な問題となっています。」 この文章だと、ひとり親家庭やステップファミリーが問題の原因になっているように捉えられる。家庭の形が問題ではなく、経済的な格差による貧困・教育格差・虐待である。現在では教育虐待も社会問題になっているように、虐待においては経済状況に関わらず起こりうる問題である。文章の訂正を検討してほしい。	2. こどもの人権 現状と課題 8行め ご意見を踏まえ、 「少子化や地域社会とのつながりの希薄化による子育ての孤立化、経済的格差によるこどもの貧困や虐待、さらには教育格差の拡大といった問題が深刻化しています。」に修正します。	あり
34	39 ～ 42	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	これからは、認知症高齢者をいかに守っていくのか、家族のバックアップをどうしていくのが大きな課題である。そのためには、早期発見と治療、介護体制が重要であり、国としての取り決めをするしかないと思う。地域や個人だけでは対応は難しい。	「高齢者の人権が尊重され、誰もが偏見や差別なく、安心して生き生きと自分らしく暮らせる社会」をめざしてまいります。	なし
35	42	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	法律では、障害の「害」の字を漢字表記されている。当事者が加わった議論の中で決定されたものである。 また、国際的にも国内においても障害の社会モデルが一般的になってきたことからその概念を踏まえて、自治体によってはひらがな表記から漢字表記に変えているところもある(三重県)。 国際的にはさらに進んだ障害の人権モデルへと進んでいる。 国際的な動向、国内の動向を踏まえて、障害の「害」の字を漢字表記にしてほしい。	本市においては、基本的には、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合には、「ひらがな」表記としています。 「条例・規則・規定・訓令・告示等」や「法人、団体、組織、施設名などの固有名詞」は、「漢字」表記としています。	なし
36	42	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	P.9 視点4「当事者の声から学び 反映し」とあるが、P.28～29において、「8050 問題」の当事者の声を具体的にどんな場で聴き、どのように反映していくのかが示されていない。	第6章「人権教育・啓発を進めるために」の(2)相互理解と交流の推進①地域の支え合いや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進を掲げ、地域としての支え合い、見守りあうことの重要性を認識するなど地域力を高めることが重要であると認識しており、今後も地域に根ざした人権尊重のまちづくりを進めてまいります。	なし
37	42	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	第二次基本計画では、「障害の社会モデル」という概念が登場するが、改定素案ではそういう基本的な概念はまったく出てこない。国連ではすでに「社会モデル」という概念は用いられず、「個人モデル」「人権モデル」「チャリティモデル」などが用いられるなっている。政府の枠組みももはや古い。その古い概念さえも出てこない。その結果、「改定素案」で掲げられる課題や取り組みは、焦点がハッキリしていない。「個人モデル」「人権モデル」「チャリティモデル」など、大切な概念を説明しておいてほしい。できれば、それにより取り組みがどう変わるかも論じてほしい。	意見の内容にある「障害の社会モデル」「個人モデル」「人権モデル」「チャリティモデル」等の概念について、人権啓発にどのようにつなげていくか、今後、研究してまいります。	なし
38	42	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	障がいのある人が実際に利用・参加しやすい環境を整えるための配慮が不十分である。法や条例が形だけにとどまらず、実際の利用・参加のしやすさにつながるよう、事業者への理解促進や具体的な配慮の例を示した啓発・支援が必要だと考える。	ご意見の内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	なし
39	42 ～ 45	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「障害者差別解消法」の見直しが必要であり、もっと当事者と家族の意見を積み上げることが必要不可欠になる。	事業者に対する「合理的配慮の提供」の義務化等、「障害者差別解消法」が改正されたところであり、今後も引き続き、法制度の整備状況等を注視してまいります。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
40	42	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	P.30の「発達障害者支援法」について、「8050 問題」の当事者に発達障害やグレーゾーンの人が多く見受けられることから、当事者の幼少期、学齢期に適切な保健指導や学校教育がなされていなかったことを行政は大いに反省すべきである。 当事者親子の声をしっかり聴き、高齢者あんしんセンター、社会福祉協議会、保健所、また就労準備支援事業所わかごぼう、ほっとカフェ(「ひきこもり」や「8050 問題」の親支援)等の取り組みについて連携しやすい体制を進めていくことを明記してほしい。	第6章「人権教育・啓発を進めるために」の(2)相互理解と交流の推進①地域の支え合いや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進を掲げ、個人が抱える問題が表面化してこないため、地域で見えづらいという課題に対しては、その課題を可視化させるため各種市民団体、さまざまな人権問題に関する各種団体等との連携を強化し、関係機関のネットワークを活用し情報の共有化や発信を図っていく必要があると考えております。	なし
41	42	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	障害者権利条約に関する記述が、「2006(平成18)年に、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえの権利と自由を同じように認め、社会の一員としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的とした「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、わが国も2014(平成26)年に締結しました」に止まっている。 「第二次基本計画」で述べられている「同条約には、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されている」という重要なポイントについて触れられていない。 また、具体的な施策についての記述も「第二次基本計画」に比べて不十分である。改定素案で掲げられる課題や取り組みは焦点が明確でなく、今後のめざすべき方向性もはっきりしていない。具体的な施策を明記すべきだと思う。	4. 障がい者の人権 ●条約・法制度の整備状況 4行め ご意見を踏まえ、 「2006(平成18)年に、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえの権利と自由を同じように認め、社会の一員としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的とした「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、わが国も2014(平成26)年に締結しました。」の後に、 「同条約には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障がい者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されている」を追記します。  なお、11行め「また、…」以降のご意見については修正せず、「障がい者の人権」という観点から、物理的バリアだけでなく、情報や心のバリアがあることが課題となっており、そうした課題に対し、障害者差別解消法に基づき、「合理的配慮の必要性と具体的な内容の理解」に努めてまいります。	あり
42	45	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	表記が「同和問題(部落差別)」となっているが、国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」では、「部落差別(同和問題)」とされている。これは2016年に部落差別解消推進法が制定されたことに関連している。同法は、日本社会に部落差別が歴然と存在していることを前提に、差別をなくすことが日本政府や日本社会の責務であることが明文化されている。第3次プランにおいても、表記の仕方を国の計画と統一し、「部落差別(同和問題)」と変更すべきではないか。	5. 部落差別(同和問題)ご意見を踏まえ、「人権教育・啓発基本計画(第二次)」に記載のとおり、表記を「部落差別(同和問題)」に修正します。	あり
43	45	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	部落差別について、「第二次基本計画」で「(ア)人権教育・啓発等」では11項目、「(イ)相談・支援等」では3項目が掲げられている。 改定素案では「理解を深めるための啓発課題」が4点、「めざす姿(目標)」が1行書かれているのみである。八尾市の啓発課題が抽象的で少数の項目に止まっているのは、各担当部署で何をするかを整理していないからだと思う。他の項目も同様だが、各テーマごとに各担当部署で何に取り組むのかを記載してほしい。 なお、人権政策課や人権教育課など少数の部署に任せきりでは実際の取り組みは進みにくいと思われるので、バランスよくさまざまな部署での取り組みを記載してほしい。	改定素案の策定にあたっては、「人権教育・基本計画(第二次)」をふまえ、第2次プランの実績や各部署の取り組みをもとに、八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会の中で議論のうえ、策定しました。 また、No.77「八尾市人権施策推進本部での庁内横断的な施策の推進」にもあるように、人権が尊重される社会の実現に向けた施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、「八尾市人権施策推進本部」を設置し、庁内横断的な施策の推進に取り組んでおります。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
44	45	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	改定素案では、「本市における取り組み」が記載されている。八尾市は全国的に見ても部落差別に対する取り組みの歴史があり、先進的な活動を重ねてきている自治体として知られているが、その点について深く触れることもなく、年表のように事実があげられるに止まっている。各取り組みや出来事の意義を端的にでも記載してほしい。	「第4章5.同和問題(部落差別)」の「本市における取り組み」では、部落差別に対する取り組みについて、主なものを記載しております。	なし
45	45	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	部落差別事件は毎年のように発生している。その多くは学校現場で発覚することが多い。子どもたちは、親や家庭から何気ない差別意識を刷り込まれ、相手を攻撃したい時に差別発言として現れる。意味が分からず発言することが多い。 しかし、親や家庭は違う。部落を忌避するため、親や家庭は発言している。地域や職場、家庭において人権教育・啓発を根付かせるため、具体的な取り組みを明記してほしい。	第5章で職場や地域、家庭における人権教育・啓発の推進について記載しておりますが、ご意見の内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	なし
46	45	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	部落の所在をさらす「さらし動画」が多数、発生している。これら「さらし動画」は部落の所在だけでなく、地域にあるディープなところをアンタッチャブルなものであるかのように加工し、動画をアップしている。 部落だけでなく、八尾市におけるこれらの「さらし動画」に対しての具体的な行動を明記してほしい。 部落問題における「さらし動画」は、情ブラ法や大阪のインターネットの条例などを活用し、部落差別事件として取り扱われるが、被差別部落ではない「さらし動画」について、その対応や位置づけ、削除までの具体的な取り組みなどを明記してほしい。	ご意見の内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	なし
47	45 ～ 49	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「理解を深めるための啓発課題」をさらに深堀することが大切だと思う。当事者、市民、学校レベルでのワークショップを、有識者などの専門者の指導を受けて繰り返し実施するのがよいのではないだろうか。又、水平社博物館のような現地に足を運ぶのも良い。	「第4章5.同和問題(部落差別)」に記載のある「理解を深めるための啓発課題」を進めるため、人権啓発の取り組みを進めてまいります。	なし
48	48	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「本市における取り組み」の最後に、『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」答申 八尾市部落差別解消推進基本方針』が紹介されているが、内容についてはほとんど触れられていない。同答申は、部落差別について今後取り組む上で重要な内容を含んでいる。例えば、「用語の定義」という項目が設けられ、その中で同和問題・同和行政・同和地区・同和对策事業対象地域・部落出身者・同和地区出身者・同和地区住民といった重要な概念について整理したうえで、「今後の用語の利用について」を論じている。また、今後の具体的な取り組みとして、「八尾市部落差別解消教育推進八尾市宣言」「人権センターの設置」、「教材開発・実践普及・指導者養成の三位一体のシステム構築」などが提案されている。「(一財)八尾市人権協会」や「八尾市企業人権協議会」などと連携すべき事も謳われている。これらが「改定素案」ではまったく触れられていないだけでなく、この答申の内容はほとんど「改定素案」に反映されていません。これはなぜか。是非内容を書き込むようにしてほしい。	『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針答申』については、答申の基本認識や八尾市における部落差別の現状、部落差別解消をめざす相談体制の充実、教育・啓発活動の推進、実態調査実施、にぎわいと交流を育むまちづくり、国・大阪府への働きかけなど、重要な項目を体系的にまとめたものであり、重く受け止めております。一方で、改定素案では、「第1章3.(3)八尾市のこれまでの取り組み」や「第4章5.同和問題(部落差別)」で答申について記載するとともに、第6章にある「相談体制の充実」、「相互理解と交流の推進」、「人権教育・啓発活動の充実」、「市民や各種団体等との協働・連携」、「定期的な調査・効果測定の実施」を柱とし、答申の方向性を盛り込む形で反映しています。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
49	50	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「外国人」に関連して、まず、概念を整理する必要がある。現在の日本社会での使われ方で言えば、外国人とは、「①日本国籍を持っていない人、②海外にルーツのある人、③日本語を母語としない人、④生まれ育った文化がいわゆる「大和文化」ではない人」などである。「外国人の人権」という場合、このすべてをカバーしながら論じる必要があるが、「改定素案」では、「外国人」という概念を論じた箇所がない。そのため、曖昧な概念により、文章のその場その場で使い方を曖昧にしながら書き進めている。その結果、例えば、中国帰国者について「外国人の人権」という枠組みではまったく触れられていない。	国籍法上は、「外国人」は、「日本国籍を持たない者」とされていますが、「第2次八尾市多文化共生推進計画」では、「外国人市民」とは、外国籍の市民だけでなく、すでに日本国籍を取得している外国出身の人や外国にルーツを持つ日本国籍の市民も含んでいます。	なし
50	50 ～ 53	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	今の日本は少子高齢化が大きな社会問題となっており、その解消には、外国から多くの優秀な若者に来てもらう必要がある。ヘイトスピーチ行為は勿論、だまして移住させ、過酷で安い賃金の環境下で働かせるようなことは論外であり、このような状況では日本には来てくれないのは明らかである。 また、オーバーツーリズムなどが困ると言っているようでは観光立国になりえない。贅沢だと思う。外国人を受け入れていくしか道がないなら、日本に来たい人も、来てほしい人もどちらもウインウインの関係でないと続かない。 まず、日本が来てほしいなら、自身が対応を考えて、予算を確保して必要な対策をすみやかに実行しなければならない。まさに、国家プロジェクトが必要であろう。 具体的には、 ・労働受け入れ条件の設定（給与・住居の確保・永住システムなど） ・言葉や必要な資格や技術の取得優遇策、必要な費用支給 ・外国人観光客の受け入れ体制と安価な宿舎の提供の強化 ・学生や社会人・ビジネスマンなどの留学制度の充実化、児童の少子化で学校や塾・専門学校に空きが出ていると思われ、国が支援したビジネスができないだろうか。	在留する外国人は増加傾向にあり、国際化の進展や技能実習生を含む外国人労働者の増加に伴い、外国人はより身近な存在になっています。本市においても、「国籍や文化、言葉の違いに関わらず、誰もが偏見や差別なく、互いの人権が尊重され、安心して自分らしく生きられる社会」をめざしてまいります。	なし
51	50	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	八尾市は、「外国人の人権」について先進的な取り組みを進めてきた自治体である。1970年代から在日韓国・朝鮮人をはじめ、外国人の進路や社会参加について当事者の発信を土台に取り組みを進めてきた。八尾市での取り組みは、「郵便外務職の国籍条項撤廃」、「在日外国人の国体への参加」など、全国的な成果を勝ち取る原動力ともなった。それにも関わらず、「本市における取り組み」では、ほとんどそのようなことに触れていない。また、それを実現してきた在日韓国・朝鮮人による市民団体や市民運動が述べられていない。現在のトッカビにつながる市民団体がこの面で大きな役割を果たしてきたことは全国的に知られている。自治体は市民によって支えられているので、市民の取り組みがいかに重要であるかを論じる形に内容を変更すべきである。	「第4章6.外国人の人権」の「本市における取り組み」では、外国人に対する取り組みについて、主なものを記載しております。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
52	53	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	改定素案では、多文化共生や理解促進、情報発信の重要性が示されており、外国人市民を含む多様な市民への配慮がうたわれている。一方で、外国人市民を権利の主体としてどのように制度的に保障するのかという視点がやや弱く、啓発・交流中心の構成となっているように見受けられる。外国人との共生を進めるには、外国人を同じ地域住民として、同じく権利の主体であるといった認識が必要である。そういった認識を広めるためにも、改定素案において位置づけを明確に示してほしい。	6. 外国人の人権 理解を深めるための啓発課題 ・外国人との共生の重要性の認識 ご意見を踏まえ、 「国籍や文化の違いに関わらず、多様性を尊重しながら、共に地域社会を創り、支えあう存在として尊重し合うことの重要性を啓発する必要があります。」に修正します。	あり
53	54 ～ 57	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	7. インターネット上の人権 8. 特定の疾患がある人の人権 9. 性的マイノリティの人権 「理解を深めるための啓発課題」への早期の対応策の実施と法律化が必要。	法制度の整備状況については国の動向を注視するとともに、「理解を深めるための啓発課題」への早期の対応策については、今後検討してまいります。	なし
54	56	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	インターネットの匿名性の利点に、表現の自由を保障するとあるが、別にインターネットの匿名性が保障しているものは表現の自由ではない。何をもちって表現の自由としているのか不明。 「表現の自由」を盾にネット上で差別扇動がされている情勢の中で、光の部分としてこの言葉を取り扱うことに違和感がある。 また、今は「平和の少女像」など、権力者が掲載を制限できるネットの仕組みもあるため、本来の意味での表現の自由は奪われている。ネットの匿名性が保障しているのは、普段の日常生活では言えない悩みや不安を打ち明けることができる、その安全性ではないか。	7. インターネット上の人権 理解を深めるための啓発課題 ・匿名性の光と影の認識 ご意見を踏まえ、 「インターネットの匿名性は、既存の人間関係に縛られない自由な自己表現や多様な価値観の共有を促進する一方で、無責任な発言や誹謗中傷を助長する負の側面があることを認識する必要があり、人間としての尊厳を踏みしめる人権侵害を伴う表現は許容されません。」に修正します。	あり
55	64 ～ 66	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	11. 犯罪被害者等の人権 罪と刑の内容によるが、被害者感情を無視してはいけない。罪に見合う刑を終えたから、それでよいとか、被害者の感情や憎しみの感情が消えるわけではない。 現状では、加害者が残された被害者(家族など)に直接謝罪するとか。許しを請うとか面談はほとんど無く、被害者も家族も亡くなるまで抱えることになる。 このことを忘れてしまうわけにはいかない。 加害者と被害者が交流するケースはあまりないと思うが、今の裁判制度上では、この問題は解決しない。だからこのことを無視すべきではないと思う。複雑な思いだ。	「第4章 11. 犯罪被害者の人権」において、インターネット上での誹謗中傷や「二次被害防止の重要性」や「司法とメディアの役割」について啓発等の取り組みを記載しております。	なし
56	64 ～ 66	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	11. 犯罪被害者等の人権被害者が、安易な憶測や誹謗中傷により、さらに苦しむ2次被害になることがあり得る。本当に気の毒であり、これを防ぐのが国ではないだろうか。司法とメディアにも責任がある。	「第4章 11. 犯罪被害者の人権」において、インターネット上での誹謗中傷や「二次被害防止の重要性」や「司法とメディアの役割」について啓発等の取り組みを記載しております。	なし
57	67 ～ 68	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	12.(1) 北朝鮮当局により拉致された被害者の人権について 関係家族の心労はいかばかりか、国際問題の案件であり簡単ではない。複雑な国家間の問題であり、あきらめたくはないが、まだまだ時間がかかるし、解決の可能性となると難しい。市民として出来ることは、家族の気持ちを理解し、共につらさを分かち合い、寄り添うしかないのが残念だ。せめて態度で示せたらと思う。家族会主催の報告会には何度か足を運んでいる。	本市においても、拉致問題の現状と深刻さを定期的に伝え、年齢を問わず市民の関心を高めるため、定期的に啓発事業を実施し、拉致問題について考える機会を提供するなど、拉致問題解決に向けて取り組んでいます。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
58	67	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	朝鮮学校の子どもたちや、朝鮮籍の人たちなどに対する暴力、差別発言にいつも「拉致」という言葉が使われることについても言及してほしい。 日本の社会こそ朝鮮を分断した責任を放棄している事実を鑑みず、北朝鮮の拉致被害者のことを引き合いに差別発言している現実にはフタをするようなプランを立てないでほしい。 犯罪被害者としてのくくりではなぜダメなのか。	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」(北朝鮮人権侵害対処法)に基づき、拉致問題等の解決に向けて、関心と認識を深めることが求められており、本市としても、人権課題の一つとして考えています。 一方、北朝鮮当局による人権侵害問題に関連した差別発言については、決して許されないものとして認識しております。	なし
59	68	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「路上生活者」や、「ホームレスの人々」という表現でお願いしたい	12.(2) ホームレスの人々の人権 ご意見を踏まえ、 「ホームレスの人権」の表記を「ホームレスの人々の人権」に修正します。	あり
60	71	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	4行め、「また、子どもは自分の意見を十分に表明できない場合があることや、人権侵害を受けやすい状況におかれることがあります」について大人と子どもの社会的な力関係において、子どもは人権侵害を受けやすい立場にあり、「子どもが自分の意見を表明できない場合」は常に起こっている。 この文章では、「人権侵害はめったに起こらない」という印象を持つため、訂正してほしい。	1. 学校等での取り組み 3行め ご意見を踏まえ、 「子どもは自分の意見を十分に表明できない立場にあり、人権侵害を受けやすい状況に置かれているという事実があります。」に修正します。	あり
61	71	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 第6章 人権教育・啓発を進めるために	「第2次人権教育・啓発プラン」では、「主な取り組み」とともに「取り組み主体」としてわかりやすく表にまとめられている。「取り組み主体」の中には、「(一財)八尾市人権協会」をはじめ、さまざまな市民団体が入っていた。在日外国人や障害者など、いわゆる当事者に関わる団体名が並んでいた。第3次では、「取り組み主体」がなくなり、代わりに「庁内関係課」となっている。 八尾市は、市役所だけの力で人権保障や人権教育・啓発を担おうというのか。それは無理であるとともに、あるべき姿ではない。第2次プランと同様に取り組み主体についても明記すべきである。	第5章及び第6章の「主な取り組み」欄について、庁内の実施主体をより明確にするため、「庁内関係課」として記載しております。 市民や市民団体等と行政との協働については、「第6章(4)市民や各種団体等との協働・連携」において、「人権尊重のまちづくりを担うのは地域に暮らす市民にほかならない」ことを記載し、人権尊重のまちづくりを進める上で、市民や市民団体等が重要な役割を担っていることを明記しています。	なし
62	71	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 第6章 人権教育・啓発を進めるために	ここでは、さまざまな行政の部署が「庁内関係課」という表題のもとに並んでいる。しかし、「庁内関係課」としてあがっている部署は、極めて限られている。例えば、「人権政策課」は50回近く上がっている。一方で、まったく出てこない部署がいくつもある。公共建設計、総務課、契約検査課、行政委員会監査事務局、こども政策課、教育委員会文化財課、資産税課、交通対策課、市議会事務局、健康保険課、職員課、納税課、行政委員会選挙管理委員会事務局、などである。これらの部署は人権教育・啓発に関係がないのか。関係がないのであればそう回答してほしい。あるなら具体的に記載してほしい。同時に、関係があるのに書かなかった理由を示してほしい。	第5章、第6章の「庁内関係課」の記載については、各取り組みを所管する部署を記載したものです。また、NO.77「八尾市人権施策推進本部」での「庁内横断的な施策の推進」にもあるように、人権が尊重される社会の実現に向けた施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、「八尾市人権施策推進本部」を設置し、庁内横断的な施策の推進に取り組んでおります。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
63	71	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 第6章 人権教育・啓発を進めるために	第5章には、さまざまな庁内関係課が登場する。ところが、それが片寄っているように見える。例えば、桂人権コミュニティセンターや安中人権コミュニティセンターは5回くらい出てくるが、その他のコミュニティセンターはまったくと言っていいほど出てこない。なぜか。 出張所としては、すべての出張所の名前が出てくる。「地域で支えあい、見守りあう取り組みの推進」という箇所である。これは具体的にどのような活動であり、どのように人権と関わっているのか。「支え合い」「見守り」といっても、取りたてて人権と関係のないことも数多くあり得る。福祉と人権とを同じと見なしているのか。相互に関連はあるが、別な問題であり、領域である。	ご意見にある主な取り組みに係る庁内関係課欄の、人権コミュニティセンターと出張所の記載回数の違いについては、両課の所掌事項の違いによるものです。 また、「地域で支えあい、見守りあう取り組み」とは、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者など、支援が必要な人が孤立しないよう、地域全体でネットワークを作る活動であり、人権との関わりについては、行政サービスだけでは届かない隙間を、「近隣の助け合い」によって埋めることで、住民一人ひとりの命と尊厳を守ろうとする活動として、地域住民が互いに関心を持ち合うことが、差別や虐待、孤立のない「人権尊重のまちづくり」につながっていると考えております。	なし
64	73	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	主な取り組みの1, 2について 主な取り組みが記載されているが、前のページ(49 ページ)で「本審議会の意見」がどこに反映されているのか。 特に、「こどもの声を聴く仕組みを充実させる」は大切だと感じる。是非、取り組みの中に反映してほしい。	ご意見の内容については、今後の取り組みを進める中で反映してまいります。	なし
65	73	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	学校における人権教育の主な取り組みにおいて、「包括的性教育」が入っていないので記載してほしい。第2次の時は項目 11 の暴力防止の部分でCAP ワークショップの実施があげられていた。 CAP の内容は、権利やいじめ、誘拐や性暴力と、多様に盛り込まれている。 「自分の体は自分のもの」、「嫌と言っていい」等、人権基盤の性教育も学べていたと考えている。そのようなワークが八尾市では必ず子どもが受けられることは大変素晴らしいと思っていたが、第3次では CAP の名前すら消えてしまっていて、とても残念である。 今から性教育は足せないのなら、せめて CAP の文字は消してほしくなかった。	ご意見の内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	なし
66	73	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	主な取り組みについて 12 ページには、第 2 次八尾市人権教育・啓発プラン実績と課題の学校における人権教育の推進の課題の中で、「教員の多忙」が記載されていた。現在も保育士や教職員は多忙な中、頑張っている。保育現場や学校現場の教員の人権保障が子どもたちへの人権保障につながる。学校は社会の縮図とも言われる。学校現場であらゆるハラスメントが起こらない仕組みや取り組みが必要である。 先生がこどもの良いロールモデルとなるような環境への取り組みを追加してほしい。	ハラスメント等への対応については、今日的課題であると認識しており、「第5章1.(4)No.18 教職員の研修」を充実させることにより取り組んでまいります。	なし
67	78	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	改定素案には、子ども権利条約のことも記載されています。改定素案の「こども」とは小中学生を示しているのか。子どもの権利条約では 18 歳までを対象としているが、中学校を卒業した子どもたちへの対策やアプローチは見受けられない。「すべてのこども」とするならば、何らかの文章を盛り込んでほしいと思う。大人になっていく 10 代後半のこどもたちこそ、人権教育は重要だと考える。	「第5章3.(1)④こどもも大人も地域で学ぶ人権教育」において同様の趣旨を記載しています。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
68	97	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	八尾市では、2年に1度、地区福祉委員会単位で人権研修を行っているが、部落問題については、被差別部落を有する地区福祉委員会以外、行っていない。 これらの事実をはっきりさせ、部落問題について取り上げていこうお願いしたい。部落差別事件が毎年、発生している現状を踏まえ、地域や家庭にて部落問題の研修を行うことで正しい知識を知り、それらが子ども達にも伝わっていくと思う。よろしくお願ひしたい。	「第5章3. 地域での取り組み」の「■取り組みの方向」の中で、「『地域の実情を踏まえた』という観点から、特定の人権課題を取り扱わない理由とならないよう留意し、普遍的な人権尊重の理念を地域全体に浸透させる。』と記載しています。	なし
69	97	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	八尾市には本館を含め4か所の図書館があり、さまざまな資料展示が年間を通じてされており、学校にも図書館司書職が在籍している。 人権教育・啓発にとって、公共図書館・学校図書館・移動図書館はどう評価されているのか。八尾市の人権活動の歴史資料や啓発用の教育図書も多数あると思う。 こうした図書館所蔵資料の活用に触れられないのはおかしいと思う。 今までその視点に踏み込まなかったのはなぜか。 もっと地域施設として図書館を有効利用してほしい。	図書館の利用については、所蔵されている書籍や資料を活用して情報を得ることができることから、非常に重要な手段であると認識しております。 また、人権教育・啓発においても、公共図書館・学校図書館・移動図書館は、書籍や資料を活用して人権に関する歴史的経過や背景など知る手段として非常に重要な役割を果たしていると認識しています。 改定素案は、八尾市の「人権尊重のまちづくり」について体系的にまとめたものであり、図書館所蔵資料の活用については言及しておりませんが、今後も図書館を有効に活用しながら人権教育・啓発を進めてまいります。	なし
70	101	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	主な取り組みについて P.68では、家庭における人権教育・啓発の取り組みが記載されているが、ほとんど保護者又は養育者向けとなっている。 No.45では、相談窓口の充実が記載されているので、子ども自身が話を聴いてもらえる窓口も追加してほしい。 全体的に、子ども自身が話を聴いてもらえる窓口の記載が少ないと感じた。	(2) 家庭における人権教育・啓発の支援 No.45 子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしぐみの充実 ご意見を踏まえ、 「子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。 (例) 地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て総合相談の実施」と追記します。	あり
71	102	第6章 人権教育・啓発を進めるために	「ストーカー行為などの規制などに関する法律(ストーカー規制法)」について今の法律は、いかにも生ぬるいと思われる。現にストーカー被害を受けていた(ほとんどが女性)が何人も殺されている。前兆はいくつも起きていたのに、警察による予防対策が生ぬるく、TV、新聞などによると、現に警察幹部が謝罪されている。殺人には至らなくても、つきまとい、例えば、被害当事者の自宅近くの駐車場を借り、常時監視などの行為をする、家族の通勤、通学の経路や駅に待ち伏せる、時に恫喝行為を見せる、通勤通学経路に被害者の名前を落書きするなど。これらは、警察によると、明確な証拠がないと言う。(写真や声などの)一般市民感覚では、これがストーカー行為でなくて何なのか?このために家族、特に子どもさんへの心理的圧迫は強く、通学も出来なくなりつつある。まさに人権侵害ではないのか?このような芽を防いでこそ、殺人事件という大事件の発生を予防できるのではないだろうか。このような事例を人権課題として取り上げられないだろうか。	ストーカー被害等、市民が抱える人権問題に対し、より効果的かつ包括的な支援を提供できるよう、相談体制・機能の強化を図ることで、相談しやすい環境づくり、多様な相談内容への対応、専門的・継続的な支援の充実を図ってまいります。「第6章1.(1)相談体制の充実」において、「専門的・継続的な支援の充実を図る」としています。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
72	106	第6章 人権教育・啓発を進めるために	<p>④多文化共生と国際交流の推進  識字・日本語学習の場で人権学習を  72 頁には、次のように記載されている。「本市においては、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民を対象に、識字教室・日本語教室を継続的に開催し、内容の充実にも努めるとともに、生涯学習の基礎となる「よみかき」に関わる力の向上を図ってきた。  今後も「よみ・かき・ことば」は、人権を保障するために欠かすことができないため、関係機関と連携しながら、それぞれのニーズに応じた識字や日本語学習の機会を提供する。市として識字や日本語学習の施策をさらに充実させることは重要である。  是非、これからも予算を充実させてほしい。  しかし、ここには、こういう教室が人権学習を担うべき場所であることは記載されていない。自ら差別を受け、悔しい思いを重ねてきた人たちであるからこそ、人権学習を進めるべきではないか。  実際に、そういう学習も行われていると聞いている。そういう学習があれば、支援に来ている人たちにとっても、よい学習の場になるのではないか。</p>	<p>識字・日本語教室については、重要な取り組みであると認識しておりますが、改定素案については、予算措置について担保するものではありません。</p>	なし
73	106	第6章 人権教育・啓発を進めるために	<p>④多文化共生と国際交流の推進  この方面での予算を充実させるため、政府や大阪府の施策に応募し、得られた予算を有効に使ってほしい。毎年15ほどの自治体が政府の予算を活用しているにもかかわらず、八尾市は応募していないと聞いている。なぜか。他の自治体はその予算を有効に活用して、どんどん識字・日本語学習が充実してきている。  例えば、お隣の東大阪市がそのよい例である。  是非、東大阪市を始め、他の自治体に学び、政府の予算活用について研究して、応募してほしい。</p>	<p>識字・日本語教室については、重要な取り組みであると認識しておりますが、改定素案については、予算措置について担保するものではありませんが、国や大阪府等の必要な補助金、助成金については、確保に努めてまいります。</p>	なし
74	106	第6章 人権教育・啓発を進めるために	<p>④多文化共生と国際交流の推進  72 頁に限らず、このプランでは、識字がたびたび登場しますが、その取り上げ方が「セーフティネット」という捉え方に止まっているのではないかと。学ぶ人たちが本当に生き生きと生きていけるような識字の場にするべきではないか。識字というのは、八尾市の教育の在り方を問い直す北極星のようなものである。その場で学んでいる人たちの姿を通して八尾市の学校教育や社会教育全般が問われる。  是非、そのような位置づけに変えて、識字を原点として位置づけしてほしい。</p>	<p>ご意見の内容については、個別事業を進める中で検討すべき事項であると認識しております。</p>	なし
75	110	第6章 人権教育・啓発を進めるために	<p>指導者育成の必要性は記載されているが、誰が育成を担い、どのように継続するのか、また、その体制はどうあるべきかに踏み込めていないと思う。単年度研修では、地域に根づく担い手は育たないため、育成の「循環構造」を意識した取り組みが必要ではないかと考える。認定制度(人権ファシリテーター等)の導入。研修修了者が次世代を育てる仕組みの構築や市民団体との役割分担について明示するべきではないか。</p>	<p>「第6章1.(3)No.73「指導者の育成」を進めておりますが、ご意見の内容については、今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
76	110	第6章 人権教育・啓発を進めるために	②市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発 具体的にどのようにして進めるのか。これまで八尾市ではどのように進めてきたのか。その成果と課題はなにか。この表題の本文として記載されていることは、20世紀の終わりから言われ続けていることである。八尾市内でも、例えば「じんけん楽習塾」などは、この点に関わって数多くの蓄積を持っている。八尾市としては、他にどんな蓄積があるのか。蓄積を示してほしい。 また、それに関連して、課題をもっと具体的に示してほしい。そうでなければ、課題が達成できたかどうか評価できなくなる。	「第6章1.(3)②市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発」については、具体的な取り組みを No.62～64、66～67 に記載しております。	なし
77	110	第6章 人権教育・啓発を進めるために	③指導者の育成 「今後は、地域での人権教育の企画・実践を担う人や参加体験型学習をリードするファンリターナーなど、さまざまな人権教育に関する指導者の育成とその活躍が求められている」とあるが、具体的にどう進めるのかを示してほしい。 「人権教育・啓発に関わる分野で活動し、専門的技術を持っている民間団体や各種団体はもとより、大阪府や他の市町村だけでなく大学などの専門的な研究機関との協力や連携を強化」とされているが、八尾市内の民間団体との連携はしないということか。 そうだとすれば、それはなぜか。もしもこの点が誤解だとすれば、誤解がなくなるよう、「専門的技術を持っている八尾市内の民間団体や各種団体はもとより」などと改めてほしい。 同時に、この方面での八尾市としての主体性はどこにあるのか。八尾市の行政自体がこの目標に向けて何をするのかを記載してほしい。	「第6章1.(3)②指導者の育成」については、協力や連携の強化について、八尾市内の民間団体や各種団体を含むものですが、八尾市内も含めより広い範囲の民間団体や各種団体との協力や連携の強化を図るものです。	なし
78	110	第6章 人権教育・啓発を進めるために	② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発 ③ 指導者の育成 この2つの項目は、深く関連しているはずである。もう少し踏み込んで述べれば、新しい手法や教材の開発と、指導者の育成と、人権教育の普及という3つの課題は、常に関係づけて取り組まれるべきである。 そうでなければ、いずれも成功しがたいのではないか。もう少し、お互いの項目の関連性について論じてほしい。	「第6章1.(3)人権教育・啓発活動の充実」に記載の取り組みについては、互いに関連性があるものと認識しております。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
79	116	第6章 人権教育・啓発を進めるために	改定素案では、「(一財)八尾市人権協会」が他の市民団体と並列的に紹介され、「連携・支援の対象」として位置づけられているように見受けられる。一方、第2次プラン(改定版)では、「(一財)八尾市人権協会」は、人権啓発推進委員養成研修等の具体的な取り組み主体として明示されており、市民と行政をつなぐ中核的な実践主体・中間支援組織としての役割が計画上に位置づけられていた。人権教育・啓発の実効性を高めるためには、行政施策の実施だけでなく、地域の現場に根ざした市民主体の取り組みを継続的に担い、当事者の声や地域の課題を施策に反映させる協働の中核となる組織の存在が不可欠である。第3次プランにおいても、八尾市人権協会を単なる「連携先の一団体」としてではなく、①市民参画の推進、②人材育成、③団体間ネットワークの形成、④施策の進行管理・評価への参画 といった役割を担う中間支援・協働の中核組織として、推進体制の中に明確に位置づけることを提案したい。これにより、計画が掲げる「市民の主体的な役割」と「対等な協働」が、理念に止まらず、実践と評価の両面で具体化されるものと考えている。	第6章1.(4)②各種団体等との連携 15行めご意見を踏まえ、「(一財)八尾市人権協会は、市民参画の推進、人材育成、団体間ネットワークの形成、施策の進行管理・評価への参画といった役割を担う中間支援・協働の中核となる団体です。」に修正します。	あり
80	116	第6章 人権教育・啓発を進めるために	79頁では、「①市民との協働」や「②各種団体との連携」が謳われているが、具体的な項目ではそれがほとんど示されていない。 9頁では、「大切にしたい視点」として9項目が記載されており、市民生活に即して項目が並べられているが、後の具体的な個別課題などの計画では、それがほとんど示されていない。例えば、「視点4」では、「当事者の声から学び 反映し」とされています。 しかし、後の82の「主な取り組み」の表では、右欄が「庁内関係課」とされており、市民団体はここには書き込まれていない。ちなみに「第2次人権教育・啓発プラン」では、一番右の欄は、すべて「取り組み主体」という項目になっており、この中には、「(一財)八尾市人権協会」をはじめ、さまざまな市民団体が記載されており、在日外国人や障がい者など、当事者に関わる団体名が並んでいる。 八尾市だけの力で人権保障や人権教育・啓発を担おうというのか。それは無理であるとともに、あるべき姿ではない。「大切にしたい事柄」と具体的な記述が大きくズレている。私たちは、「取り組み主体」という言葉に戻すとともに、市民と八尾市が協働して取りくむことを明確にすべきである。	「八尾市人権尊重の社会づくり条例」では、市の役割として人権施策の推進を義務づけ、市民の役割として「市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする」と定め、人権尊重のまちづくりを担う主体は「市民」や「各種団体等」であり、市とともに、非常に重要な役割を担っていると認識しています。 一方で、第5章及び第6章の「主な取り組み」欄について、庁内の実施主体をより明確にするため、「庁内関係課」として記載しております。 各種団体等については、「第6章(4)②各種団体等との連携」で記載しており、今後も市民や市民団体等とともに人権尊重のまちづくりを進めてまいります。	なし
81	116	第6章 人権教育・啓発を進めるために	人権啓発に関する助成金について、これまで知る機会がなかった。実際には、関係団体や現場の支援者の中にも制度を知らないまま自費で取り組みを行ったり、予算が確保できずに活動を断念している現状がある。人権啓発は継続性と質が重要であり、そのためには安定した予算の確保が不可欠である。助成金について、予算を十分に確保した上で、関係団体に対してわかりやすく、丁寧な周知を行ってほしい。予算が適切に配分され、活用できる環境が整うことで、より充実した人権啓発の取り組みが可能になると考える。	改定素案において、『第6章1.(3)No.61「人権に関する法律、条例や計画等の啓発』を進める中で、ご意見の内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきますが、予算措置について担保するものではありません。	なし

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	市の考え方	素案修正
82	116	第6章 人権教育・啓発を進めるために	「市民との協働」「各種団体との連携」とあるが、当事者性のある個人や団体の位置づけがない。改定素案の75頁では「①市民との協働」や「②各種団体との連携」が謳われているが、具体的な項目ではそれがほとんどいされていない。改定素案の9頁では、「大切にしたい視点」として、9項目が記載されている。ここでは、市民の生活に即して項目が並べられているが、後の具体的な個別課題などの計画では、それがほとんどいされていない。第2次プランと同様に明記すべきである。	市民や市民団体等と行政との協働については、「第6章(4)市民や各種団体等との協働・連携」において、「人権尊重のまちづくりを担うのは地域に暮らす市民にほかならない」ことを記載し、人権尊重のまちづくりを進める上で、市民や市民団体等が重要な役割を担っていることを明記しています。「八尾市人権尊重の社会づくり条例」では、市の役割として人権施策の推進を義務づけ、市民の役割として「市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする」と定め、人権尊重のまちづくりを担う主体は「市民」や「各種団体等」であり、市とともに、非常に重要な役割を担っていると認識しています。各種団体等については、「第6章(4)②各種団体等との連携」で記載しており、今後も市民や市民団体等とともに人権尊重のまちづくりを進めてまいります。	なし
83	116	第6章 人権教育・啓発を進めるために	「対等な関係で協働・連携する」と明記されていますが、市民がどの段階で、どのように計画の実施・評価に関与するのかを示されていないのではないかと。参加の仕組みがなければ、意見募集と啓発イベント参加に限定された「形式的参画」にとどまる恐れがある。 例えば、市民・団体・行政によるラウンドテーブルを開催し、進捗状況を検証する会議体の設置など、具体的な協働な在り方例などを明記する必要があるのではないかと。	ご意見の内容については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	なし
84	116	第6章 人権教育・啓発を進めるために	各種団体との連携を謳い、具体的な団体名などを挙げて、各団体が取り組んでいる事例を紹介しているのは大事なことと感じた。 しかし、八尾市の市民団体はこれだけか。是非、もっと多くの市民団体の名前を挙げ、その積極的な活動を評価してほしい。	八尾市内には多くの市民団体があり、人権教育・啓発の推進に資する活動に対し敬意を表するものです。 「第6章(4)市民や各種団体等との協働・連携」においては、第2次プランの取り組みに記載のあった8団体について記載したものです。	なし
85	118	第6章 人権教育・啓発を進めるために	P.80「取り組みの方向」の1行め、市の予算の都合で、現場で必要とわかりながらも委託事業からカットされる、またはカットされた事業について、どのような支援をしていくのか。	社会経済情勢等により毎年度予算の変動はあるものですが、その予算の範囲内で工夫して施策を進めてまいります。	なし
86	118	第6章 人権教育・啓発を進めるために	P.80「取り組みの方向」の2行め、「市民団体等の活動を広報し」とあるが、現状の市政だよりでは文字数など規制が厳しく、活動の具体的な内容を満足に伝えられる状況にない。 また、回覧板の活用も難しい状況で、今後どのように広報するのか。 以上の点について、明記してほしい。	No.76「各種団体等との連携の推進」にもあるように、毎年開催している「ひゅーまんフェスタ」を活用し各種団体の活動を紹介するなどしています。 今後も市民団体等の活動をさまざまな機会を通じて広報し、認知度を高められるよう工夫してまいります。	なし